

スペイン国から発送されるレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成八年九月十七日

農林水産大臣 大原 一三

一 中「レモン」を「レモン並びにネーブル種及びパレンシア種のスイートオレンジ」に改める。

四のイを次のように改める。

イ 低温処理施設又は低温処理コンテナにおいて、次の方法による消毒が行われたものであること。

ア レモンについては、生果実の中心部が摂氏二度になつた後、引き続き十六日間、その温度以下で消毒すること。

イ ネーブル種及びパレンシア種のスイートオレンジについては、生果実の中心部が摂氏一・五度になつた後、引き続き十七日間、摂氏二度以下で消毒すること。

○農林水産省告示第千四百九十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の一の項の規定に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八十六号（植物防疫法施行規則別表一の一の項の